

令和6年11月20日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 赤平 勇人

副委員長 工藤 夕介

1 開催日時 令和6年11月20日（水曜日）午前9時58分～午前10時22分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第4回定例会提出予定案件

①青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

②青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）について

②ごみ置き場用地の寄附採納に係る事務処理漏れについて

③「青森市公立病院経営強化プラン2023－2027点検・評価報告（令和5年度実績）」の公表について

④第7回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について

○出席委員

委員長 赤平 勇人

委員 中村 美津緒

副委員長 工藤 夕介

委員 木戸 喜美男

委員 山田 千里

委員 小豆畑 緑

委員 関 貴光

○欠席委員

委員 竹山 美虎

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文
福祉部長 岸 田 耕 司
保健部長 千 葉 康 伸
市民病院事務局長 奈 良 英 文
環境部次長 柴 田 一 史
福祉部次長 白 戸 高 史

保健部次長 加 福 拓 志
市民病院事務局次長 今 国 弘
市民病院事務局次長 遠 嶋 祥 剛
環境政策課長 菊 池 朋 康
市民病院事務局総務課長 須 藤 静 路
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣

議事調査課主査 笹 田 貴 子

○赤平勇人委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、竹山委員が所用のため欠席となります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和6年第4回定例会提出予定案件について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

最初に、「青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和6年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については、国の基準に従い、市町村が条例で定めることとされています。

「1 制定理由」についてですが、国においては、地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、令和6年4月1日に介護保険法施行規則を改正し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の配置基準を改められたところです。この国の改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

「2 改正内容」についてです。

1つ目といたしましては、現行の地域包括支援センターの員数について、介護保険法で定める地域包括支援センター運営協議会の役割を担う市の附属機関となる青森市地域密着型サービス等運営審議会が必要と認めた場合、常勤換算方法、つまり職員の勤務延べ時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の職員の員数に換算することを可能とするものです。

次のページになります。

2つ目に、青森市地域密着型サービス等運営審議会が必要と認めた場合、複数の地域包括支援センターを一の区域として、当該複数のセンターに配置すべき3職種の常勤職員の合計を配置することにより、それぞれのセンターの配置基準を満たすものとするものです。

下に、複数区域における職員配置のイメージ図として、厚生労働省のイメージ図をつけておりますが、現行ですけれども、圏域の第1号被保険者の数に対して、図を御覧いただきますと9人が配置されていることが見えます。これに対して、改正後については、複数の圏域での第1号被保険者の数で9人でも可とするようなことであります。

なお、この場合であっても、それぞれのセンターには3職種のうち2職種の配置を必須とするものです。

施行期日については公布日を予定しております。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和6年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 制定理由」ですが、青森市民病院における一般病床数を削減するため、青森市公営企業の設置等に関する条例について、所要の改正をしようとするものであります。

「2 改正内容」ですが、このたびの改正は、青森地域における病床数が、青森県地域医療構想で定める必要病床数を上回っていること、また、今後、少子・高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、医師・看護師等の医療従事者不足は、ますます深刻化することが予想されることを踏まえ、より質の高い医療提供を目指していくため、許可病床数を適正規模に見直すものであります。

なお、病床数につきましては、現在の許可病床459床から、現に休床となっておりますICUの2床、HCUの3床及び休棟となっている6階東病棟・西病棟の102床、合わせて107床を削減し、現在の稼働病床数と同じ352床とするものであります。

「3 施行期日」ですが、本条例は、病床数削減に係る周知等の期間を経て、令和7年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和6年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）青森市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定（素案）について御報告いたします。

国及び県の計画改定を踏まえまして、青森市地球温暖化対策推進本部会議を経て

取りまとめました計画改定素案の概要につきまして、資料1を御覧ください。

資料1の概要版で御説明させていただきます。

本計画改定素案は、第1章から第7章で構成されまして、「第1章 計画策定の背景」では、地球温暖化の現状として、年平均気温が上昇していること、追加的な緩和策を講じなければ、今世紀末までの100年間で県の年平均気温が4.7度上昇し、1時間の降水量が30ミリメートル以上の発生件数が2.5倍と予測されていることなどのほか、世界、国、県及び市の地球温暖化対策をめぐる動向について記述しております。

次に、「第2章 本市の特性」では、概況、地勢・気候、人口・世帯数、産業構造や、市域内の再生可能エネルギーの導入状況についても記述しており、本市の再生可能エネルギー導入状況につきましては、再エネ自給率が7.7%であり、県の再エネ自給率45.1%と比較して低い状況であります。

次に、「第3章 計画の基本的事項」では、計画改定の趣旨、位置づけ、基準年度、計画期間及び対象について記述しており、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項及び気候変動適応法第12条に基づく計画であり、さらに青森市総合計画第3章第6節の個別計画として位置づけ、計画期間は2025年度から2030年度までの6年間となります。

次に、「第4章 温室効果ガス排出量の現状・課題と将来予測」では、温室効果ガス排出量及び森林吸収源の現状、市民及び事業者の環境意識について記述し、本市の課題を整理したほか、温室効果ガス排出量の将来推計の結果を記述しております。将来推計の結果、このまま追加対策を行わなかった場合の2030年度の温室効果ガス排出量の削減率は、基準年度であります2013年度から24.4%の減少にとどまることから、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けては、さらなる追加対策を講じる必要があります。

次に、「第5章 温室効果ガス排出量の削減目標」では、本年3月にゼロカーボンシティ宣言を行ったことを踏まえ、2050年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを達成することを長期目標とし、長期目標達成に向けた中期目標として、国及び県の削減目標を踏まえ、本市の削減目標を現計画の31.0%削減から51.1%削減に上方修正することといたしたところです。

次に、「第6章 地球温暖化対策」では、緩和策として、「自然と環境を未来につなぐ ゼロカーボンシティ『AOMORI』の実現」を目指す将来像とし、「省エネルギー対策」や「再生可能エネルギー等の利活用」など、6つの基本方針を定め、市民、事業者、市が温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取組を定めたところです。また、適応策として、本市に影響があると考えられる分野を7つに整理し、気候変動への適応策を定めたところです。

次に、「第7章 計画の進行管理等」では、基本方針ごとに進行管理する成果指標を定め、関係機関と連携しながら、計画を推進してまいります。

なお、詳細につきましては、資料2の計画改定素案を御覧ください。

次に、本計画の改定素案に係るわたしの意見提案制度の実施内容について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

意見の募集期間は11月28日の木曜日から12月27日の金曜日までの1か月間とし、市役所各庁舎や支所、市民センターなどに計画改定素案を備え付けるほか、市ホームページにも掲載することとしております。また、お寄せいただいた御意見につきましては、必要に応じて、適切に計画改定素案に反映し、今年度末には本計画を改定する予定であります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「ごみ置き場用地の寄附採納に係る事務処理漏れについて」、報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 ごみ置き場用地の寄附採納に係る事務処理漏れについて御報告いたします。

資料を御覧ください。

ごみ置き場用地の寄附採納についてですが、ごみ置き場用地は、町会等の地域住民の御協力等により確保され、ごみ置き場を設置し、管理・運営されてきておりますが、その多くの場所が道路上等に設置されており、交通安全や景観等の観点からの課題となっております。このため、本市では、新たに住宅地が開発される場合は、ごみ置き場用地の公益上の必要性から、開発事業者の御協力により、その用地については、平成10年2月より、寄附採納に係る事務処理手順を取りまとめ、御寄附していただいているところであります。

このたび判明いたしました寄附採納の事務処理漏れについてであります。令和6年10月8日に、申請者からの問合せにより判明したものであり、所在につきましては、青森市造道三丁目のごみ置き場用地1か所、面積9.28平方メートルで、令和4年12月14日に寄附申請していただいたものであります。

事務処理漏れの原因ではありますが、当時の担当職員が、当該寄附申請書を収受せず、その処理を失念してしまったものであると考えております。

今後の対応といたしましては、既に申請者様には謝罪をいたしており、寄附採納予定地の登記移転について御了解を頂き、その事務処理を終えましたことから、事務処理漏れにより生じた寄附申請者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図るため、当該ごみ置き場用地に係る固定資産税相当額及び遅延損害金相当額の合計3321円を補填金として支払うことを考えております。

次に、再発防止策についてであります。今回の事案を踏まえまして、1つに、

ごみ置き場用地の寄附に関する申請・協議につきましては、ごみ置き場用地の設置協議担当職員と寄附採納担当職員の複数職員による受付を行うこととしました。2つに、開発行為に伴うごみ置き場用地の寄附申請につきましては、所有権の移転登記完了まで関係課と連携し、確認することにより、事務処理を適正に行うよう徹底いたします。

最後に、今後のスケジュールであります。当該支払いに要する経費に係る補正予算案を第4回定例会に提出することとしており、補正予算案について御議決いただいた後に、令和7年1月に補填金の支払い処理を行う予定としております。

このたびの事務処理漏れにより、本市への信頼を損なうこととなり、寄附申請いただいた方及び市民の皆様には御迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後、同様の事例が発生することのないよう取り組んでまいります。

このたびは、大変申し訳ありませんでした。

報告につきましては以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「『青森市公立病院経営強化プラン2023－2027点検・評価報告（令和5年度実績）』の公表について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 「青森市公立病院経営強化プラン2023－2027点検・評価報告（令和5年度実績）」について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

本年3月に策定しました青森市公立病院経営強化プランにつきましては、毎年度、数値目標及び取組内容について点検・評価を実施することとしており、このたび、令和5年度の実績を基に点検・評価を行ったところです。

点検・評価の概要になりますが、資料の表の左側、「項目」の列は、経営強化プランに掲げた第1章から第12章まで各章の項目を記載しており、それに対応する形で、市民病院、浪岡病院それぞれについて、数値目標に対する達成状況及び各章ごとの評価概要を記載しております。

なお、プラン上、第1章から第4章及び第12章については、プランの概要や環境分析等に関する内容となっており、具体的な取組及び数値目標に関する記載がないことから評価・点検の対象外としております。

それでは、初めに、市民病院の評価概要について御説明いたします。

「第5章 役割・機能の最適化と連携の強化」では、救急医療体制の整備など、医療機能の確保や医療の質の向上に取り組んだ結果、20項目中14項目を達成し、数値目標に対する達成状況は70.0%となりました。

次に、「第6章 医師・看護師等の確保・人材育成と働き方改革」では、弘前大学に対する医師派遣に係る要望や、看護師等の医療従事者の確保に努めたほか、働

き方改革の一環として、勤怠管理システムを導入し、労働時間の適正管理に努めました。その結果、医師の人数等の数値目標に対する達成状況については、9項目中7項目を達成し、達成率は77.8%となりました。

次に、「第7章 経営形態の見直し」では、県立中央病院との経営統合・新病院整備に向け検討を進める中で、職員団体等と経営形態に係る情報共有を図るなど、相互理解を深めたところです。

次に、「第8章 新興感染症の感染拡大時に備えた平時からの取組」では、新興感染症等の発生時における体制確保に係る協定を青森県と締結しております。なお、数値目標については、指標に掲げました全職員対象感染対策研修平均参加率の目標値100%に対し、実績値が98.8%と僅かに及ばず、達成できませんでした。

次に、「第9章 施設・設備の最適化」ですが、建物の老朽化が進む中、医療の提供に支障がないよう、適時適切な修繕等対応を行ったところであります。

次に、「第10章 経営の効率化等」ですが、令和5年度決算の状況がプラン上の見込みを下回ったことにより、医業収支比率等の経営指標や患者数等に係る数値目標の達成状況は31.6%と低い結果となりました。

最後に、「第11章 収支計画等」ですが、病床確保に係る補助金が減となったものの、純損益及び資金不足の状況につきましてもプラン上の見込みを上回る結果となりました。

続きまして、浪岡病院の評価概要について御説明いたします。

第5章について、浪岡病院においては、救急搬送患者の受入れや訪問診療・訪問看護等に取り組みましたが、訪問看護件数やオンライン等診療件数が目標値に到達しなかったことなどにより、目標に対する達成状況は15項目中8項目となり、達成率は53.3%となりました。

次に、第6章ですが、浪岡病院においても弘前大学に対する医師派遣に係る要望継続や、看護師等の医療従事者の確保に努めたところであり、その結果、医師の人数等の数値目標に対する達成状況については5項目中4項目を達成し、達成率は80%となりました。

第7章では、浪岡病院においても、統合新病院との連携を見据え、他の医療機関との連携強化に努めました。

第8章では、市民病院と同様に、令和6年2月、新興感染症等の発生時における体制確保に係る協定を青森県と締結しております。

第9章では、定期的な設備の保守点検を行い、適時適切な修繕等対応を行うとともに、デジタル化への対応として電子処方箋を導入しました。

第10章では、市民病院と同様に、令和5年度決算の状況がプラン上の見込みを下回ったことにより、医業収支比率等の経営指標や患者数等に係る数値目標の達成状況は26.3%と低い結果となりました。

第11章につきましても、医業収益はプラン上の見込みを下回ったものの、純損

益及び資金不足の状況はプラン上の見込みを上回る結果となりました。

以上が青森市公立病院経営強化プランの点検・評価の概要となりますが、詳細につきましては、後ほど別紙を御確認いただきたいと思います。

市民病院、浪岡病院ともに、引き続き、経営の効率化に努め、安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指し取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「第7回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 第7回共同経営・統合新病院整備に係る有識者会議における意見聴取について御報告いたします。

資料を御覧ください。

「1 会議概要」ですが、去る11月12日、統合新病院に係る基本計画等について助言を得るため、学識経験者、医療関係者など、11名の方に御出席いただき、資料に記載の3つの案件について御意見を頂きました。

有識者からの主な意見といたしましては、案件2の共同経営・統合新病院に係る基本計画につきましては、「医師を供給する側の大学教授、診療科長に意見を聞いて連携して進めてほしい」、「医師不足が問題と考えており、教育研修機能が大事と考えることから、新病院で研修したい、この病院に残っていききたいというような病院づくりをしていただきたい」、また、案件3の地域医療連携推進法人につきましては、「医療連携推進法人の役割については、患者の紹介・逆紹介がメインになってくるため県と市の4病院でしっかりとベースを作り、患者さんのやり取りを上手く行っていただきたい」、「それぞれの病院の組織文化があり統一していくのは難しいものの、県立中央病院と市民病院の職員の交流を積極的に行い、すり合わせしていくと良いスタートダッシュができるのではないか」などの御意見を頂いたところであります。

この会議の様子は、青森市公式YouTubeチャンネルで公開しているほか、「広報あおもり」にも掲載し、広く市民の皆様へ情報共有を図ることとしております。

なお、議事要旨につきましては、現在、作成中でありますので、出来次第、また改めて配付させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

報告については以上でございます。

○赤平勇人委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤平勇人委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)